神戸市立岩岡小学校いじめ防止基本方針

令和７年４月　神戸市立岩岡小学校

１．はじめに

本校は､｢胸を張り 響き合い 夢に向かう～笑顔の花咲く岩岡小学校～｣を教育目標として掲げ、「たくましい子」「心やさしい子」「自ら学ぶ子」の育成に向けて教育活動を行っています。

本校は、「いじめは、どの学校でも、どの学年にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」第１３条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「岩岡小学校基本方針」という）を策定します。

２．いじめに関する基本的な考え方

本校は、「岩岡小学校基本方針」に基づき、保護者・地域と連携しながら、いじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず　されるを責めず　第三者なし」を基本とした指導を行います。

（１）いじめの定義について（「いじめ防止対策推進法」平成 25 年）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って対応します。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、岩岡小学校いじめ問題対策委員会を開催し、情報共有をした上で行います。

○「一定の人間関係」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害が発生している場合もあるため、背景にある事情も調べ、児童生徒の感じる被害に目を向け、いじめに該当するかどうかを判断します。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、軽い言葉で相手を傷つけ、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し、教員の指導を必要とせずに良好な関係を再び築くことできた場合等では、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処をすることもあります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、岩岡小学校いじめ対策委員会で情報共有します。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取るようにします。

（２）本校の教職員の姿勢と責務

①意識

・児童一人一人が居場所を感じられるような学級経営に努め、信頼関係づくりに努めます。
・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動や行事等を通じて、自己有用感を高めます。
・児童、教職員の人権感覚を高めます。
・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報共有に努めます。
・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、いじめる側もいじめられる側も経験することがあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうることも理解して対応します。
・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
・いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職・生徒指導担当（以下生指担）に報告し、組織的に対応します。
・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。
・家庭訪問等で、家庭との連携を図ります。

②責務

・教職員は、すべての児童生徒がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、当該学校の保護者その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めます。
・児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第２３条第１項に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、岩岡小学校いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする責務を有します。

（３）いじめ防止等のために学校が行う施策

①「いじめ防止基本方針」の策定

②いじめの防止策等の対策のための組織の設置

・本校は、校長、教頭、関係教員、生指係、学年世話係、養護教員の参加による「岩岡小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

③「岩岡小学校いじめ問題対策委員会」の役割

・いじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者への啓発を行います。
・いじめの相談があった場合は、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。（円滑な情報共有）
・いじめの相談を把握し、通報の集約をします。
・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

④いじめの防止等に関する措置

・いじめの未然防止、早期発見、いじめ発生時の早期対応に努めます。

（4）家庭の役割と保護者の責務

・子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに保護者日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導してください。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守ってください。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をお願いします。

３．基本的な対応方針

□年間計画

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 仲間づくり											
早期発見に向けた取組	対策委員会	対策委員会	対策委員会 ｱﾝｹｰﾄ	対策委員会 教育相談		対策委員会	対策委員会	対策委員会 ｱﾝｹｰﾄ	対策委員会 教育相談	対策委員会	対策委員会 ｱﾝｹｰﾄ	対策委員会 教育相談
全体での共通理解	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議 取組評価	職員研修	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議 取組評価	職員会議	職員会議 取組評価	職員会議 新年度計画

（1）未然防止

○「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、“いじめに向かわない”児童に育てることを大切にします。

○集団づくりや仲間づくりを通して、「絆づくり」を大切にします。

○児童の命や人権に対する意識を育てるとともに、「自尊感情」を高め、「自己有用感」の高揚や「居場所づくり」を大切にします。

○児童が安心して、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めます。

○いじめ問題を「自分たちの問題」としてとらえ、主体的に考えて行動できる児童を育てます。

○保護者や地域の方々へ、学校公開や授業参観、学校・学年だより等を通して働きかけます。

○児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

○児童が学級活動や児童会活動の中で、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に関する活動を進めていきます。

○すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめ問題に関する校内研修を実施します。いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員のいじめ問題に関する資質能力の向上を図ります。

（2）早期発見

○児童との信頼関係を深め、小さな変化に気付き、いじめを見逃さない教職員の力を高めます。

○日常の児童の生活を把握する手立てを工夫します。

・日々の生活の観察　　・生活ノートや日記のコメントのやり取り
・教育相談等、日常的に児童と教職員が話しやすい雰囲気づくり
・「いじめ実態調査アンケート」等の実施

○いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の周知をします。
・ホームページ、カード、チラシ等の配布
・こうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全ホットライン」（２４時間電話相談）
・総合教育センター教育相談指導室、青少年補導センター、特別支援教育課教育相談室、神戸学びの支援センター、子ども家庭センター、こども家庭支援室等

○関係機関との連携を取ります。心理の専門家のスクールカウンセラーや福祉の専門家のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・保護者から相談を受ける体制の充実を図ります。

○保護者や地域の方々から、情報を聞く機会を充実させます。

（３）早期対応

○いじめを発見したら、まず「被害者の保護」に努めます。

○次に、「組織として対応」することを宣言します。

○「岩岡小学校いじめ問題対策委員会」を直ちに招集し対応にあたります。

○教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係機関と連携して対応します。

○児童等の個人情報の取扱に、十分に配慮します。

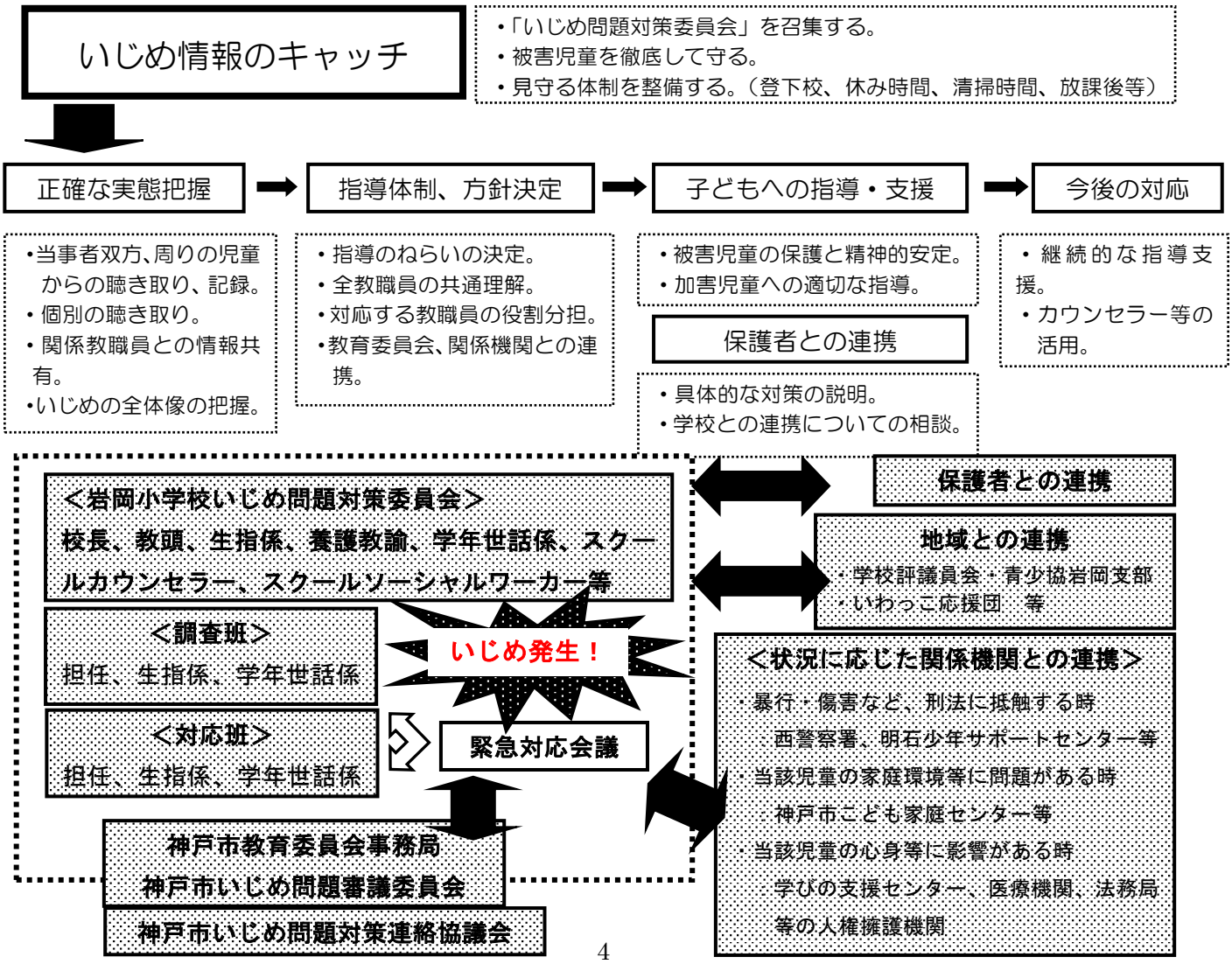

（４）特別な支援を必要とする児童への対応

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童一人一人がいじめを受けることなく、充実した学校生活を過ごし、将来の自立に向けた適切な支援を受けられるようにしていきます。また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

（５）特に配慮を要する児童への対応

特に配慮を要する児童がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や学校として必要な対応ができるようにしていきます。

①海外から帰国した児童・外国人の児童・国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童

②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

③各地での災害や事故等により被災した児童や避難している児童

④特別な事情があり、親元を離れて生活する、またはした経験がある児童

上記の児童を含め、特に配慮を要する児童に対して、保護者との連携、周囲児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止に努めます。

（６）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはしません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも３か月の間継続していること。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

上記２つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて導いていくようにします。

（７）インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

①未然防止

・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。

・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者と連携して対応します。

②早期対応

・インターネットやソーシャルメディアによるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

４．重大事態への対処

（１）重大事態の報告と調査

・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。

・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

（２）調査結果の報告

・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

５．その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜「岩岡小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改訂します。